

公 示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和5年4月27日

収支等命令者

佐賀県立博物館統括副館長

1 業務内容

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 委託業務名 | 特別展「池田龍雄」運営・広報等業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙業務委託仕様書（資料1）による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和5年12月28日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県立美術館（佐賀県佐賀市城内一丁目15-23） |
| (5) 予算額 | 18,200千円（消費税額及び地方消費税額を含む） |

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、単独又は共同により次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

<単独事業者の場合>

- (1) 佐賀県及び福岡県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (2) 過去3年間に同種の業務を受託した実績を有し、本事業目的の達成のために必要な企画・立案・製作に関して、十全なノウハウや技術を有していること。
- (3) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

〈複数事業者による共同事業体の場合〉

- (1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(8)までの条件を満たすこと。
共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県立美術館 学芸課 美術系担当（担当…野中・岩永）
郵便番号 840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目 15-23
電話 0952-24-3947
ファックス番号 0952-25-7006
電子メールアドレス hakubi@pref.saga.lg.jp
- (2) 関係書類の交付期間及び方法
令和5年4月27日（木）から同5月31日（水）まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年5月9日（火）午前11時～
- (2) 場所 佐賀県立博物館応接室

5 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和5年5月17日（水）午後5時15分まで
- (2) 提出物
 - ア 企画コンペ参加資格確認申請書（別紙様式2） 1部
 - イ 企画コンペ参加資格確認申請書（別紙様式3） 1部 ※共同企業体の場合のみ
 - ウ 実績書（別紙様式4） 1部
 - エ 誓約書（別紙様式5） 1部
 - オ 会社概要（任意様式、パンフレットでも可） 1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着。配達記録が残る方法とすること）

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

- (1) 提案書の内容は別紙のとおりとする。主な内容は以下のとおりとする。
 - ア 特別展の広報物のデザイン原案
 - イ 特別展の運営

ウ 展覧会場のデザイン・造作・サイン計画提案

※池田龍雄の作品・人物の魅力を分かりやすく伝える仕掛け、工夫を盛り込むこと
(音声、映像等の使用も可)

エ その他、特別展の観覧者増に資する運営・広報面での取り組み

(2) 企画提案にあたっての留意事項

ア デザインや空間演出を工夫し、池田龍雄という人物の人間的な大きさ、作品の多面性や面白さ、展覧会の多彩な魅力が存分に表現されるような内容を提案すること。

イ 安全かつホスピタリティに配慮した運営体制を敷き、観客・スタッフおよび展示作品へのストレスなく、来館者へ快適な鑑賞環境を提供すること。

(3) 提出期限 令和5年5月26日(金) 午後5時15分まで

(4) 提出物

ア 企画提案仕様書(任意様式) 10部

イ 見積書(任意様式) 10部

ウ 実施スケジュール案 10部

エ 業務体制表 10部

※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送(必着。配達記録が残る方法とすること)

7 プレゼンテーションの日時及び場所

(1) 日時 令和5年5月30日(火)

(2) 場所 佐賀県立博物館応接室

(3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。個別の時間については参加者別途連絡する。

(4) 留意事項

ア ヒアリング時間は1者あたり40分程度(説明20分、質疑20分程度)とする。

イ プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は、館で用意するため、事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

8 結果の通知

令和5年5月31日(水)までに、すべての参加者に対し連絡する。その後すみやかに文書で通知する。

9 評価に関する事項

(1) 評価基準(配点入り)は別表のとおりとする。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(4) 必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

10 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

- ア 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から10日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- イ 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない

ない。

ウ 企画提案書等に記載された事項は、業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) 実施スケジュール（一部予定を含む）

ア 佐賀県ホームページでの公募開始	令和5年4月27日（木）
イ 説明会参加申込書提出期限	令和5年5月 8日（月）
ウ 企画コンペ説明会	令和5年5月 9日（火）
エ 企画コンペ参加申込書類提出期限	令和5年5月17日（水）
オ 企画提案書等の提出期限	令和5年5月26日（金）
カ 企画コンペ（プレゼンテーション・審査会）	令和5年5月30日（火）
キ 委託業者決定（予定）	令和5年5月31日（水）

(8) 留意事項

ア 提出された書類は返却しない。

イ 当該企画コンペ参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。

ウ 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めない。但し、誤字等の軽微なものは除く。

エ 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。

オ 県から提供する資料以外は、独自で入手等すること。

カ 本業務委託で使用した写真・イラスト等を、県のホームページや他の印刷物などで使用する場合は、委託先と協議のうえ行うこととする。

キ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁ずる。

ク 企画審査で最高位の評価を受けた者が参加要件を満たしていない場合は、契約締結できない。（この場合、次順位の者と契約を締結する。）

ケ 仕様書等に対する質問がある場合は、企画提案書提出期限までに、様式第6号の質問書に記入のうえ、電子メール又はファックスにより提出すること。

(9) 情報漏洩の禁止

受託事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱には「個人情報保護条例」及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

(10) 遵守事項

受託事業者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、最高の知識及び技能を駆使するとともに、館職員の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。